

平成 27 年 3 月定例会（平成 27 年 3 月 25 日）

## 越谷・松伏水道企業団議会会議録

越谷・松伏水道企業団議会

# 越谷・松伏水道企業団議会会議録

## 目 次

招集告示 .....	1
応招・不応招議員 .....	2

## 議 事

3月25日(水)	○開 会 .....	5
	○開 議 .....	5
	○諸般の報告 .....	5
	○会議録署名議員の指名 .....	8
	○会期の決定 .....	8
	○平成27年度水道事業経営方針説明 .....	8
	○企業長提出議案の一括上程及び提案理由の説明 .....	12
	○企業団行政に対する一般質問 .....	16
	○企業長提出第1号議案の質疑、討論、採決 .....	16
	○企業長提出第2号議案の質疑、討論、採決 .....	17
	○諸般の報告 .....	19
	○特定事件の議会運営委員会付託 .....	20
	○閉 議 .....	20
	○企業長の挨拶 .....	20
	○閉 会 .....	21
署名議員 .....		23
参考資料		
企業長提出議案の処理結果 .....		25

水企告示第2号

平成27年3月越谷・松伏水道企業団議会定例会を次のとおり招集する。

平成27年3月18日

越谷・松伏水道企業団  
企業長 福 岡 章

1 期 日 平成27年3月25日

2 場 所 越谷・松伏水道企業団議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

平成27年3月定例会 会期3月25日 1日間

応招議員 15名

1番	守屋	亨	議員	2番	福田	晃	議員
3番	長谷川	真也	議員	4番	山崎	善弘	議員
5番	畑谷	茂	議員	6番	服部	正一	議員
7番	大野	保司	議員	8番	菊地	貴光	議員
9番	橋本	哲寿	議員	10番	佐藤	永子	議員
11番	岡野	英美	議員	12番	金井	直樹	議員
13番	武藤	智	議員	14番	金子	正江	議員
15番	後藤	孝江	議員				

不応招議員 なし

## 3月定例会 第1日

平成27年3月25日（水曜日）

### 議事日程

- 1 開 会
- 2 開 議
- 3 諸般の報告
- 4 会議録署名議員の指名
- 5 会期の決定
- 6 平成27年度水道事業経営方針説明
- 7 企業長提出議案の一括上程及び提案理由の説明
- 8 企業団行政に対する一般質問
- 9 企業長提出第1号議案の質疑、討論、採決
- 10 企業長提出第2号議案の質疑、討論、採決
- 11 諸般の報告
- 12 特定事件の議会運営委員会付託
- 13 閉 議
- 14 閉 会

(開議 午前10時02分)

出席議員 15名

1番	守屋	亨	議員	2番	福田	晃	議員
3番	長谷川	真也	議員	4番	山崎	善弘	議員
5番	畑谷	茂	議員	6番	服部	正一	議員
7番	大野	保司	議員	8番	菊地	貴光	議員
9番	橋本	哲寿	議員	10番	佐藤	永子	議員
11番	岡野	英美	議員	12番	金井	直樹	議員
13番	武藤	智	議員	14番	金子	正江	議員
15番	後藤	孝江	議員				

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

福岡	章	企業長
清水	秀樹	局長
石垣	利一	次長兼 配水管理課長
小川	泰弘	総務課長
野呂	一穂	お客さま課長
大徳	昭人	施設課長
石坂	正幸	配水管理課主幹

参与として出席した者の職氏名

高橋	努	越谷市長
会田	重雄	松伏町長

書記

助	雄司	総務課 庶務係長
後藤	路子	総務課 庶務係査
土肥	健一	総務課 庶務係事

10時02分 開 会

◎開会の宣告

- （守屋 亨議長） おはようございます。本日はご苦労さまです。  
ただいまから平成27年3月定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

- （守屋 亨議長） これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

- （守屋 亨議長） この際、諸般の報告をいたします。

△業務概況の報告

- （守屋 亨議長） 平成26年4月から平成27年1月までの業務概況報告を参考までにお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△出納検査の報告

- （守屋 亨議長） 次に、監査委員から出納検査の結果について報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△会議の説明出席者の報告

- （守屋 亨議長） 次に、説明員の出席通知がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△企業長提出議案の報告

- （守屋 亨議長） 次に、企業長から議案の提出がありましたので、報告いたします。  
総務課庶務係長に朗読させます。

〔総務課庶務係長朗読〕

- （助 雄司総務課庶務係長） 朗読いたします。

水企総第965号

平成27年3月18日

越谷・松伏水道企業団議会  
議長 守屋 亨 様

平成27年3月定例会に付議する議案の送付について

標記について、3月25日招集に係る平成27年3月定例会に本職から提案する議案として、別添議案目録のとおり議案書を送付します。

議案目録

- 1、越谷・松伏水道企業団監査委員の選任につき同意を求めることについて
  - 1、平成27年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計予算について
- 以上でございます。

△特定事件の審査結果報告

- （守屋 亨議長） 次に、去る12月定例会において水道事業調査研究特別委員会に付託した特定事件について、委員長から調査結果の報告がありましたので、その写しを報告第1号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、去る12月定例会において、議会運営委員会に付託した特定事件について、委員長から審査結果の報告がありましたので、その写しを報告第2号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、去る12月定例会において、水道事業調査研究特別委員会に付託した特定事件について委員長の報告を求めます。

水道事業調査研究特別委員会、山崎善弘委員長、登壇して報告願います。

〔山崎善弘水道事業調査研究特別委員長登壇〕

- （山崎善弘水道事業調査研究特別委員長） 議長のご指名によりまして、水道事業調査研究特別委員会に付託されました閉会中の特定事件について、その調査概要をご報告申し上げます。

当委員会は、去る2月3日、4日の2日間にわたり、委員14名及び守屋議長、高橋、会田両参与、企業長が出席し、石原お客さま課副主幹が随行の上、「水道事業の包括業務委託の取り組みについて」、「管路整備計画の策定について」の2項目を調査事項とし、福岡県北九州市上下水道局、福岡県福岡地区水道企業団への行政調査を実施いたしました。

まず、福岡県北九州市上下水道局において、「水道事業の包括業務委託の取り組みについて」の調査を行いました。北九州市における水道事業のお客さま業務については、これまで業務体制の見直しや委託化を推進することで事務の効率化と合わせて、お客さまサービスの向上に努めてきたとのことでした。



その取り組みとして、平成16年に北九州市の7区の行政区ごとに存在していた営業所を、窓口を一本化して一部業務委託により「お客さまコールセンター」を設置したとのことでした。

また、平成21年度からは、コールセンターの委託業務を一本化するとともに、下水道事業の窓口と合わせて「上下水道お客さまセンター」を設置したとのことでした。

さらに、平成24年度からは、メーター検針から料金収納に至る一連の水道料金等徴収業務を「水道料金センター」を設置して、包括業務委託により一括して行っているとのことでした。

この包括業務委託の実施の効果として、業務間の連携がスムーズとなり、迅速なお客さまへの対応や夜間や休日の柔軟な対応が可能になったこと、事務運営の効率化により、職員16名分の経費を削減して、年間で約3,200万円の削減効果が図られたとのことでした。

平成27年度以降の水道料金等徴収業務の包括業務委託では、地元企業の育成を踏まえた入札の執行や下水道事業も含めて一本化を図るなど、さらなるお客さまサービスの向上に取り組んでいるとのことでした。

次に、福岡県福岡地区水道企業団において、「管路整備計画の策定について」の調査を行いました。

福岡地区水道企業団では、昭和48年の設立以来、安全で安心な水道用水を安定的かつ安価に供給することを使命として事業を推進してきたが、初期に整備した管路が布設後40年を経過し、今後一斉に更新時期を迎えること、管路の耐震化については、平成17年に発生した福岡県西方沖地震が契機となり、本格的に対策を進めることになったものの、平成25年度の管路の耐震化率は16.1%と低く、対応が遅れていること、管路のバックアップ機能が不足していること、といった管路施設の課題を抱えているとのことでした。

これを踏まえ、平成26年2月に策定した管路整備計画では、「老朽管の更新」「管路の耐震化」「バックアップ機能の強化」の3つの項目を基本方針とし、既設管路の評価については、全送水管路を40区画に分割して、各区画の管体老朽度調査の結果などの「健全度」と、管路の「重要度」について点数評価を行い、この評価結果に基づく更新・耐震化の優先順位に従って、事業費の平準化を図りながら事業を進めているとのことでした。

以上が今回の行政調査の概要であります。全体を通して、北九州市及び福岡地区水道企業団の貴重なお話を伺うことができました。

今後は、行政調査で学んだことを議会や事業経営の中で生かしていきたいと考えております。

なお、詳細につきましては、議長の許可をいただき、調査結果報告書をお手元に配付させていただきましたので、ごらんいただきたいと存じます。

以上で報告を終わります。

○（守屋 亨議長） 以上で諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

- （守屋 亨議長） 次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第88条の規定により、私から7番大野保司議員、8番菊地貴光議員、9番橋本哲寿議員を指名いたします。

◎会期の決定

- （守屋 亨議長） 次に、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

- （守屋 亨議長） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定いたしました。

◎平成27年度水道事業経営方針説明

- （守屋 亨議長） 次に、新年度を迎えるに当たり、企業長から平成27年度水道事業経営方針の説明を聴取いたします。

福岡章企業長、登壇して説明願います。

〔福岡 章企業長登壇〕

- （福岡 章企業長） おはようございます。平成27年3月定例会をご招集申し上げましたところ、議員の皆様にはご健勝のうちにご出席をいただき、厚く御礼申し上げます。

本定例会におきまして、新年度の予算案などをご審議いただきますが、越谷・松伏水道企業団の経営方針を申し述べ、議員の皆様そしてお客様のご理解とご協力を切にお願い申し上げます。

我が国の水道は、明治20年に横浜で近代水道が通水して以来、いつでもどこでも安全な水を直接蛇口から飲めるという世界に冠たる水準を実現し、今日までそれを守り続けることによって、国民の健康で文化的な暮らしを支え、社会の安定と産業の発展に貢献してきました。

しかしながら、経済成長とともに右肩上がりに増加してきた人口は平成22年をピークに減少傾向に転じ、環境に配慮した節水意識の高揚、節水型機器の普及と相まって水需要も減少してきています。

一方で、高度経済成長期の前後に建設された社会インフラの多くが老朽化し、その更新と財源の確保が喫緊の課題となっています。水道施設についても例外ではなく、今後、更新需要が飛躍的に増加していくものと見込まれ、また、東日本大震災の経験を踏まえ、大規模地震などの災害に備えた施設の耐震化も同時並行で進めなければなりません。さらに、職員の退職に伴う技術の継承や近年頻発している水質汚染事故などさまざまな課題が顕在化し、水道事業経営を取り巻く環境は大変

厳しいものとなっています。こうした課題への早急かつ適切な対応を怠れば、安全で安定した水道を後世まで引き継ぐことは難しくなります。

当企業団の給水区域では、土地区画整理事業の進捗などに伴い、給水人口はわずかながら増加しているものの、節水型機器の普及などによる水需要の低迷により年間配水量は減少し、給水収益もそれに連動して減少しています。

平成24年度から平成26年度までの3カ年にわたる継続事業として実施してきた「中央管理室監視制御設備整備事業」並びに「築比地浄水場耐震補強及び設備整備事業」がこの3月に完了し、施設の安定した運転管理と災害対応力の強化を図ってきました。

近い将来に発生が懸念される大規模地震に備え、引き続き基幹施設である浄・配水場施設の耐震化や管路の耐震管への更新を、迅速かつ計画的に実行していく必要があります。

水道は経済活動のみならず人間社会の維持及び発展に欠かすことのできない命の水であり、50年先、100年先にわたって持続し、安全で安心な水を安定的にお客様にお届けすることが我々水道事業者に課せられた使命であります。厳しい経営環境にあっても、将来を見据えた長期的視点と柔軟な発想により、効率的な事業経営を実践していかなければなりません。

こうした状況を踏まえ、平成27年度の予算編成に当たっては、“時代の変化に対応した強靱で持続可能な水道事業経営”をスローガンに掲げ、「水道事業基本計画2006(後期見直し)」の目標達成に向け、その総仕上げを行うべく、予算及び実施計画を取りまとめました。

平成27年度の年間計画配水量については、これまでの配水量の動向を考慮し、前年度当初比130万立方メートル減の3,750万立方メートルといたしました。

収益的収支では、水道事業収益が減少したものの、水道事業費用の縮減に努めた結果、前年度当初比9,000万円増の7億7,000万円の利益見込みとなりました。

それでは、「水道事業基本計画2006(後期見直し)」に掲げる3つの基本方針に沿って、主要な施策についてご説明申し上げます。

まず、第1の柱である《安全な水の安定給水をめざして》では、将来にわたって安定的な給水を堅持するため、施設の適切な維持管理に努めるとともに、基幹施設及び配水管の耐震化と更新を計画的・効率的に進めてまいります。

本年3月に完了した築比地浄水場の耐震化と中央管理室の更新に引き続き、東部配水場の総合耐震診断を実施いたします。

設備の更新事業として、設置後22年が経過した築比地浄水場第4水源取水ポンプを整備するとともに、西部配水場の配水ポンプ電動機及び非常用発電設備のオーバーホールを実施いたします。

配水管の維持管理については、漏水による水資源の損失を防止するため、引き続き漏水調査を実施してまいります。また、漏水が発見された箇所については、水道施設管理システムの配・給水管図をもとに確認し、現地調査を行った上で速やかな漏水修繕を行い、その他、休日・夜間における

突発的な破損事故に対しても、迅速な復旧に努めてまいります。

水管橋や橋梁添架管の維持管理については、古利根川を横断する戸崎水管橋の内面補修工事及び元荒川にかかる神明橋添架管の塗装工事を実施してまいります。埼玉県が実施する橋梁補修工事とあわせて行うことにより、経費の節減と管路の長寿命化を図ってまいります。

配水管網の拡張整備については、都市計画道路等の新設道路整備にあわせ、新たな配水管を布設してまいります。

老朽化した配水管の更新整備については、引き続き計画的に耐震管へと布設替えし、また、葛西用水路にかかる新方橋や新内橋の添架管について布設替えを実施いたします。

受託工事については、越谷市が施行する土地区画整理事業の進捗にあわせて実施する配水管布設工事を着実に進めるとともに、構成団体の公共下水道工事に伴う配水管切廻し工事等を行ってまいります。

これら配水管の布設及び更新事業等において耐震型継ぎ手を有する耐震管を採用することにより、平成27年度末の管路の耐震化率は約45.6%となる見込みです。

水質管理については、引き続き「越谷・松伏水道企業団水質検査計画」に基づき実施してまいります。検査精度の向上と検査結果の信頼性を確保するため、色度・濁度計を更新いたします。

また、水質基準に関する省令の一部改正に伴い、平成27年4月から水質基準項目であるジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸に係る基準値が厳しく設定されますが、現有のガスクロマトグラフ質量分析計検査による監視を強化してまいります。

災害対策としましては、大規模震災等の発生時において水道施設の被害状況を迅速かつ的確に把握・収集する必要があることから、無線通信回線を利用した情報伝達訓練を実施し、職員の情報伝達能力の向上と指揮命令系統の検証を行ってまいります。

また、給水区域内に23基設置している耐震型緊急用貯水槽を利用した企業団職員と構成市町職員との合同応急給水訓練を引き続き実施してまいります。さらに、自治会等が実施する防災訓練に積極的に参加し、地元住民の皆様が災害に備えた飲料水備蓄の重要性や耐震型緊急用貯水槽の操作方法などについて、周知・啓発に努めてまいります。

災害用備蓄品については、水質事故等の万が一の事態に備え、計画的に非常用飲料水袋を購入するとともに、ボトル水の備蓄を継続してまいります。また、配水管ジョイントなどの災害用備蓄資材を更新してまいります。

次に、第2の柱である《給水サービスの向上をめざして》では、お客様ニーズの的確な把握と迅速な対応に努め、サービスの充実を図り、お客様とともに進める水道事業の確立を目指してまいります。

経年化した配水管は、赤水と呼ばれるような濁水の発生要因ともなることから、口径200ミリメートル以下の配水管を対象に給水区域を10区画に分割し、計画的に配水管洗浄を実施してまいりま

した。今年度は千間台、大袋、南荻島地区を中心に2区画の洗浄を実施し、濁水発生抑制に努めてまいります。また、給水不良箇所や道路内に輻輳する給水管の解消に向け、引き続き特定配水管布設工事を行ってまいります。

さらに、貯水槽水道の適正管理を促すとともに、お客様の蛇口にフレッシュ給水を行うため、3階建てまでの建築物には直結直圧給水方式を、また、中高層建築物には直結増圧給水方式の採用を促進し、新鮮な水の供給が可能となる世帯が増加するよう引き続き普及・啓発に取り組んでまいります。

お客様と一体となった水道事業経営を実現するためには、お客様の声を真摯に受けとめ、水道事業に関する理解を深めていただくことが肝要と考えます。

お客様ニーズや水道の使用状況、水道に対するご意見などを的確に把握するため、お客様意識調査を実施し、平成28年度から平成37年度までの10か年を計画期間として新たに策定する次期「水道事業基本計画」に反映してまいります。

また、水道事業や当企業団についてのPR用ビデオ映像を製作し、出前講座や施設見学で利用するなど、水道事業に対するお客様の理解と信頼性の向上を図ってまいります。

広報紙「水道だより」については、引き続きお客様に有用で有益な情報を提供するとともに、訴求力が高くわかりやすい紙面となるよう努めてまいります。

親子水道教室を引き続き開催し、ダム水源地域との交流事業を通して、限りある貴重な資源である水の大切さを啓発するとともに、水道週間にあわせて開催している水道フェアを初め各種イベントを通じて、水道事業に対する理解を深めていただくための積極的なPR活動に努めてまいります。なお、水道フェアの開催については、前年度に引き続き配水場を開放し、水道水がお客様のもとに送水される仕組みなどを間近で見学いただくことによって、水道への関心を高めていただきます。

東日本大震災被災者への生活支援として、いまだ多くの方が避難されている現状を踏まえ、平成23年度から実施している水道料金の減免措置を構成市町の下水道使用料と同様に継続してまいります。

次に、第3の柱である《持続可能な水道事業経営をめざして》では、将来にわたって水道事業を健全かつ安定的に運営し続けるために、経営の効率化やコスト削減、財政面の安定化などにより、経営基盤の強化を図ってまいります。

検針や漏水修繕業務を初め各種システムの運用などについては、引き続き経済性を勘案した上で、民間のノウハウを活用し業務の効率化とサービスの向上に努めてまいります。

職員研修については、研修計画を定め、当企業団で実施する研修やOJTのほか、越谷市や公益社団法人日本水道協会、各種財団、民間等が開催する研修に積極的に参加し、事業運営・管理に必要な知識、技能を習得し、職員の育成と技術の継承に努めてまいります。

水道事業の存立基盤である料金収納を確実に行うことは非常に重要であります。そのため、納付

制から安定収入につながる口座振替制への切替えについて、あらゆる機会を通してPRを行ってまいります。さらに、収納率向上に向け、期限内納付をお願いし、未納の方には特別催告を実施するとともに、悪質な場合には、給水停止措置や支払督促の法的手段を講ずるなど、速やかな未収金回収に努めてまいります。

地方公営企業会計制度については、平成26年度から新制度が適用され、会計基準の見直しが行われたところですが、今後も財務情報の適切な把握と適正な資産管理に努めてまいります。

企業団庁舎については、平成15年度に耐震補強工事を実施しましたが、建物設備については竣工以来35年が経過し老朽化が進んでいることから、更新に向けた調査・設計を行い施設の長寿命化を図ってまいります。

環境への配慮としましては、西部配水場の小水力発電設備や北部配水場の太陽光発電設備を活用し、引き続き温室効果ガスなどの排出抑制に努めてまいります。なお、夜間電力の余剰が見込まれる小水力発電については、電力会社に売却してまいります。

ご案内のとおり、水道事業を取り巻く環境は施設拡張から維持更新の時代へと大きく変遷してきております。施設の更新に当たっては、水需要を的確に捉え、統廃合やダウンサイジングなどを含めた合理的な体系を検討し、維持管理に係る経費の抑制などライフサイクルコストを重視した効率的な水道事業経営を目指していく必要があります。

厚生労働省が策定した「新水道ビジョン」では、水道の理想像を「安全」「強靱」「持続」と表現しております。当企業団においては、これらと理念を一にする「水道事業基本計画2006」の基本方針である「安全な水の安定給水」「給水サービスの向上」「持続可能な水道事業経営」の実現に向け、職員一丸となって取り組んでまいりました。平成27年度は基本計画の最終年度としての総仕上げと、将来につながる水道事業のあるべき姿を見据えた次期「水道事業基本計画」の策定に取り組み、次世代に責任を持った水道事業経営を目指してまいります。

以上、主要事業について申し述べましたが、水道事業経営を取り巻く環境が大変厳しい中、これまで以上に水道事業の運営に最善の努力を傾注し、安全な水の安定供給とお客様に満足いただけるサービスの提供に努めてまいります。議員の皆様、越谷市・松伏町のお客様には、限りないご指導とご理解、ご協力を、重ねてお願い申し上げます。

#### ◎企業長提出議案の一括上程及び提案理由の説明

○（守屋 亨議長） 次に、企業長提出第1号議案及び第2号議案の2件を一括して議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

福岡章企業長、登壇して説明願います。

〔福岡 章企業長登壇〕

○（福岡 章企業長） 本定例会には、「越谷・松伏水道企業団監査委員の選任につき同意を求めることについて」を初め2件の議案をご提案申し上げておりますが、十分にご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

それでは、各議案につきまして、ご説明申し上げます。

まず、第1号議案について、本議案は、平成27年3月31日をもって任期満了となります越谷・松伏水道企業団監査委員、中村甫尚氏を引き続き監査委員として選任したいので、地方公営企業法第39条の2第5項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

経歴等詳細につきましては、大変恐縮に存じますが、お手元の議案書をご参照いただき、ご了承賜りたいと存じます。

次に、第2号議案について、ご説明申し上げます。

「予算書及び予算説明書」の1ページをごらんいただきたいと思います。

第1条は、「総則」を定めたものでございます。

第2条は、「業務の予定量」を定めたもので、給水戸数を前年度より2,300戸増の15万4,200戸と見込みました。配水量につきましては、給水戸数及び給水人口の増加が見込まれるものの、1人当たりの配水量が減少傾向にあることから、1日平均配水量を10万2,459立方メートル、年間配水量を前年度より130万立方メートル減の3,750万立方メートルといたしました。

また、主な建設改良事業といたしまして、老朽化に伴う配水管布設替工事を初めとする自主工事や土地区画整理事業関連の受託工事など、工事請負費13億8,490万円を計上いたしました。

第3条は、「収益的収入及び支出」の予定額を定めたもので、水道事業収益は前年度比1.72%減の78億3,100万円、水道事業費用は3.11%減の70億6,100万円を計上いたしました。

これにより、収支では、税込みで7億7,000万円の利益が見込まれるところでございます。

それでは、主なものについて順次ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、23ページの予算執行計画書をごらんいただきたいと思います。

まず、収入の第1款「水道事業収益」ですが、第1項「営業収益」は、1目「給水収益」で68億20万円、2目「その他営業収益」として、公共下水道使用料徴収事務費負担金や給水工事に係る設計審査の手数料などで2億7,810万円、合わせて70億7,830万円を計上し、前年度当初比1億5,120万円の減でございます。給水収益につきましては、年間配水量3,750万立方メートルに対し、有収水量を3,581万2,000立方メートル、有収率を95.5%と見込み、算出したところでございます。

第2項「営業外収益」は、1目「受取利息及び配当金」で2,200万円、2目「他会計補助金」で構成市町からの児童手当に係る負担金600万円、3目「長期前受金戻入」で、会計制度の見直しによる“みなし償却”の廃止に伴い、過去に受け入れた補助金等を減価償却に合わせて収益化するもの7億1,330万円、4目「雑収益」で1,020万円、合わせて7億5,150万円を計上し、前年度当初比1,440万円の増でございます。

第3項「特別利益」は、1目「固定資産売却益」の科目設定、及び2目「過年度損益修正益」として10年を経過し時効を迎えた過誤納金で、合わせて120万円を計上いたしました。

以上、第1款「水道事業収益」の総額は、78億3,100万円で、前年度当初比1億3,700万円の減でございます。

次に、25ページ以下、支出について申し上げます。

第1款「水道事業費用」、第1項「営業費用」の1目「原水及び浄水費」は、浄・配水場の管理運営に係る費用で、配水管理課職員26人の人件費のほか、設備の保守点検や水質検査などの委託料2,900万円、電気料金などの動力費1億3,500万円、県水受水費22億9,000万円など、合わせて27億9,955万円を計上いたしました。

2目「配水及び給水費」は、管路等の維持管理に係る費用で、施設課職員26人の人件費のほか、漏水修繕や配水管洗浄などの委託料2億3,910万円、水管橋補修や舗装復旧に係る工事請負費7,500万円など、合わせて5億4,665万円を計上いたしました。

3目「業務費」は、水道料金の調定・収納・検針などに係る費用で、お客さま課職員30人の人件費のほか、量水器の検定満期交換や検針、水道料金システムなどの委託料2億6,654万円、検定満期交換等に伴う修繕費4,147万円など、合わせて5億4,828万円を計上いたしました。

4目「総係費」は、総務課職員21人の人件費のほか、企業団庁舎設備更新に向けた調査・設計や、次期「水道事業基本計画」策定等に係る委託料6,944万円、水道料金等の貸倒引当金繰入額3,300万円など、合わせて3億8,712万円を計上いたしました。

5目「減価償却費」は、建物や配水管等の構築物、機械及び装置等に係る減価償却費で、19億8,800万円を計上いたしました。

6目「資産減耗費」は固定資産の除却費とたな卸資産減耗費で、6,440万円を計上いたしました。

これらを合わせた第1項「営業費用」は、63億3,400万円で、前年度当初比1億7,300万円の減でございます。

続きまして、第2項「営業外費用」は、1目「支払利息及び企業債取扱諸費」で4億5,660万円、2目「消費税及び地方消費税」で2億4,000万円、災害用備蓄品の購入などに係る3目「雑支出」で340万円、合わせて7億円を計上し、前年度当初比5,600万円の増でございます。

第3項「特別損失」は、1目「過年度損益修正損」300万円、配水管等の撤去に伴う2目「その他特別損失」で900万円、合わせて1,200万円を計上いたしました。

第4項「予備費」は、予定外の支出などに備え、1,500万円を計上いたしました。

以上、第1款「水道事業費用」の総額は、70億6,100万円で、前年度当初比2億2,700万円の減でございます。

恐れ入りますが、予算書の1ページにお戻り願います。

第4条は、「資本的収入及び支出」の予定額を定めたもので、資本的収入は前年度比42.39%増の



16億6,600万円、資本的支出は4.66%減の38億7,100万円を計上いたしました。

したがって、資本的収入額が資本的支出額に不足する額22億500万円は、「当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額」、「減債積立金」、「過年度損益勘定留保資金」をもって補填の予定でございます。

それでは、収入からご説明申し上げます。31ページをごらんいただきたいと思います。

まず、第1款「資本的収入」、第1項「分担金」は、給水装置の新設や増設に伴いご負担いただくもので、加入者件数を2,280件と見込み、5億8,000万円を計上いたしました。

第2項「工事負担金」は、越谷市が施行する土地区画整理事業等に係る配水管布設工事負担金や公共下水道工事に伴う配水管切廻し工事負担金など、合わせて8,590万円を計上いたしました。

第3項「固定資産売却代金」は、土地売却代金の科目設定と有価証券の満期償還に伴う売却代金で、合わせて10億10万円を計上いたしました。

以上、第1款「資本的収入」の総額は、16億6,600万円で、前年度当初比4億9,600万円の増でございます。

次に、32ページ以下、支出では、第1款「資本的支出」、第1項「建設改良費」、1目「配水施設拡張費」で、総務課職員3人の人件費のほか、土地区画整理事業地内への配水管布設工事などで、1億4,731万円を計上いたしました。

2目「配水施設改良費」では、13億7,399万円を計上いたしました。施設課職員10人の人件費のほか、東部配水場の耐震診断に係る委託料等で2,050万円、工事請負費では、自主工事として、配水管布設替工事や舗装復旧工事などで11億7,700万円を、また、受託工事では、越谷市の土地区画整理事業地内の配水管布設工事、公共下水道工事に伴う配水管切廻し工事などで8,490万円を計上し、自主工事・受託工事合わせて、12億6,190万円を計上いたしました。なお、配水管の施工予定延長としては約10キロメートルでございます。

3目「営業設備費」では、「機械及び装置」で、築比地浄水場第4水源取水ポンプの更新、「量水器」で新規及びバーター分メーターの購入、「工具器具及び備品」で水質検査に必要な色度・濁度計の購入など、合わせて1億2,310万円を計上いたしました。

4目「用地費」では、築比地浄水場水源用地の取得や東部配水場に係る越谷レイクタウン特定土地区画整理事業の換地処分に伴う清算金など、合わせて3,260万円を計上いたしました。

これらを合わせた第1項「建設改良費」として16億7,700万円を計上いたしました。

第2項「企業債償還金」では、財務省及び地方公共団体金融機構への償還元金で合わせて11億7,900万円を計上いたしました。

次に、第3項「投資」では、満期償還に伴う有価証券の新規購入費として10億1,500万円を計上いたしました。

以上、第1款「資本的支出」の総額は38億7,100万円となり、前年度当初比1億8,900万円の減で

ございます。

予算書2ページにお戻り願います。

第5条は、債務負担行為で、平成28年度の水道だよりを発行するに当たり、編集業務を年度内に着手する必要があるため設定するもので、平成28年度までの期間で限度額を400万円とするものでございます。

第6条は、一時借入金の限度額を定めたもので、2億円とさせていただきました。

第7条は、収益的支出の第1款「水道事業費用」において、第1項から第3項の各項の経費の金額を流用することができることを定めたものでございます。

第8条は、「職員給与費」と「交際費」の流用において、議会の議決を必要とすることを定めたものでございます。

第9条は、たな卸資産として量水器などの購入限度額を定めたもので、限度額は、9,700万円でございます。

以上、今回ご提案申し上げました議案につきましてご説明申し上げましたが、十分ご審議をいただき、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。提案説明を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

#### ◎休憩の宣告

- （守屋 亨議長） この際、暫時休憩いたします。

10時47分 休 憩

11時01分 再 開

#### ◎開議の宣告

- （守屋 亨議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ◎企業団行政に対する一般質問

- （守屋 亨議長） 次に、企業団行政に対する一般質問であります。発言の通告がありませんので、終結いたします。

#### ◎企業長提出第1号議案の質疑、討論、採決

- （守屋 亨議長） 次に、企業長提出第1号議案の質疑、討論、採決を行います。

第1号議案「越谷・松伏水道企業団監査委員の選任につき同意を求めることについて」の件に関し、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- （守屋 亨議長） 質疑はなしと認め、以上で質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

本議案は、人事に関する案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- （守屋 亨議長） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

続いて、採決に入ります。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

- （守屋 亨議長） 挙手は全員であります。

したがって、第1号議案は原案のとおり可決されました。

#### ◎企業長提出第2号議案の質疑、討論、採決

- （守屋 亨議長） 次に、企業長提出第2号議案の質疑、討論、採決を行います。

第2号議案「平成27年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計予算について」の件に関し、質疑に入ります。

質疑はありますか。

8番、菊地貴光議員。

- 8番（菊地貴光議員） それでは、第2号議案につきまして質疑をさせていただきます。2点お伺いをしたいと思います。

予算書及び予算説明書の28ページのところに広報費がございますが、そこに関連をする内容ということでお伺いをしたいと思います。

昨年国では、水循環基本法が成立をいたしました。この法の中では、「水の日」を設けるということにして、その「水の日」を8月1日と定めています。国及び地方公共団体は、「水の日」の趣旨にふさわしい事業を実施するように努めなければならないと法の中では定められています。

そこで、この「水の日」、あるいは「水の日」を初日にしてその週を水の週間というふうになっているというふうに思っておりますけれども、27年度においてどのような事業を行うと考えているのかについてお伺いをしたいと思います。

2点目としまして、この法ができて、この法の理念、ここではその部分については省略いたしませんけれども、水の大切さということをお子孫たちに一層伝える取り組みが必要ではないかというふうに考えています。そういった中で、越谷市教育委員会、あるいは松伏町教育委員会との連携におい

てどのように行っていこうと考えているのかということについて、2点お伺いをいたします。

以上です。

○（守屋 亨議長） 企業長の答弁を求めます。

〔福岡 章企業長登壇〕

○（福岡 章企業長） それでは、ただいまの菊地議員さんのご質問にお答えいたします。

ご案内のとおり、昨年、水循環基本法が国会で成立いたしました。8月1日「水の日」を基本に啓発等の施策が全国展開されるということは、ご案内のとおりでございます。

この水循環基本法は、私たちが使っております水道というよりも、包括的な水の循環に関する法律ということで、河川や下水、地表水だけではなく地下水も含めた水という包括的な内容になってございます。企業団として8月に特別なイベントを実施するという計画は、今のところは立てておりませんが、毎年「水道週間」がございまして、6月初めの1週間ほど「水道週間」が設定されておりました。ご案内のとおり、毎年子供たちの水道に関する絵画の作品募集を行い、表彰させていただいています。昨年度は、会場を企業団本庁舎だけではなく、実際に身近で水のできる仕組みというものをご理解いただくということで、北部配水場をベースにイベントを開催したところでございます。多くの親子連れの方々等にご参加いただきました。

8月の「水の日」にあわせてということにつきましては、私たち水道事業体のほうで協力できるものがあるかどうか今後検討をさせていただきたいというふうに思います。

これは、どちらかという、普通地方公共団体のほうでイベントを実施するという内容かなと思います。ご案内のとおり、水道は、所管が厚生労働省健康局でございます。あくまでも公衆衛生という立場からこの水道というものが位置づけられております。今回の水循環基本法はもっと大きな包括的な水のありよう、地球規模で言えば水の世紀と言われておりますが、このような形で水のありようを皆で議論しましょうということでございますので、少しでもその一部、一翼を担えればということで検討してまいりたいというふうに考えております。

それと、教育委員会との連携に基づく子供たちへの水の大切さを伝えることについてでございますが、現在、小学校4年生の副読本に水についての教材がございまして。こちらは、私どもの南部浄水場をご利用いただいて見学を実施してございますが、市内30校の小学校全ての学校が参加できる状況ではございません。交通機関等の問題があつて、電車あるいは徒歩等で利用できる学校は残念ながらに限定されてしまっている状況がございまして。これは、以前から教育委員会と連携を図りながら、多くの子供たちに水のありよう、どういうふうにつくられているのか、どのように皆さんの家庭に配られているのかというものをご理解いただきたいということで、教育委員会と連携のもとに実施をしてきている状況がございまして。

浄水場の見学以外に学校のほうでカリキュラムが組めないのかということは、以前からご相談させていただいておるところなのですが、なかなか時間をとることが難しいというふうな状況がござ

いまして、今現在に至っているということでございます。

ちなみに、平成25年度の実績ですと、16校の学校に参加をいただいているという状況がございます。

この辺の趣旨も踏まえまして、さらに教育委員会と協議をさせていただいて、連携を図ってまいりたいと考えておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

- （守屋 亨議長） ただいまの答弁に対し、続けての質疑はありませんか。  
〔「なし」と言う人あり〕
- （守屋 亨議長） ほかに質疑はありませんか。  
〔「なし」と言う人あり〕
- （守屋 亨議長） 以上で質疑を終結いたします。

#### ◎休憩の宣告

- （守屋 亨議長） この際、暫時休憩いたします。

11時09分 休憩

11時10分 再開

#### ◎開議の宣告

- （守屋 亨議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、討論に入ります。

討論の発言はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- （守屋 亨議長） 討論の発言はありませんので、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

- （守屋 亨議長） 挙手は全員であります。

したがって、第2号議案は原案のとおり可決されました。

#### ◎諸般の報告

- （守屋 亨議長） この際、諸般の報告をいたします。

#### △特定事件の付託申し出の報告

- （守屋 亨議長） 議会運営委員長から、特定事件について、閉会中の継続審査として付託の申し出がありましたので、特定事件一覧表をお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎特定事件の議会運営委員会付託

- （守屋 亨議長） これより、特定事件の閉会中における継続審査の件を議題といたします。

特定事件については、議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査事項として議会運営委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- （守屋 亨議長） ご異議なしと認めます。

したがって、特定事件については、議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査事項として議会運営委員会に付託することに決しました。

◎閉議の宣告

- （守屋 亨議長） 以上で本定例会の議事は全て終了いたしました。

◎企業長の挨拶

- （守屋 亨議長） この際、企業長から挨拶のため発言を求められておりますので、許可いたします。

〔福岡 章企業長登壇〕

- （福岡 章企業長） 議長のお許しをいただきましたので、3月定例会が閉会されるに当たり、御礼のご挨拶を申し上げます。

今定例会にご提案させていただきました議案につきまして、慎重にご審議を賜り、いずれも原案のとおりご決定いただき、誠にありがとうございました。

議員の皆様からいただきました貴重なご意見をしっかりと受けとめ、「安全な水の安定給水」、「給水サービスの向上」、「持続可能な水道事業経営」の3つを柱として、私を初め職員が一丸となり、平成27年度の事業執行に当たってまいります。

なお、目前に迫りました統一地方選挙に臨まれます議員の皆様方には、どうぞ、関門を越えられ、私たちに、さらなるご指導、ご鞭撻を賜りますよう改めてお願い申し上げますとともに、心からご健闘をお祈り申し上げます。

皆様には、今後とも健康に十分ご留意いただき、なお一層のご活躍をご祈念申し上げ、御礼のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○（守屋 亨議長） これをもちまして、平成27年3月越谷・松伏水道企業団議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

11時13分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 守 屋 亨

議 員 大 野 保 司

議 員 菊 地 貴 光

議 員 橋 本 哲 寿



◎ 企業長提出議案の処理結果

第 1 号議案 越谷・松伏水道企業団監査委員の選任につき同意を求めることについて  
(同意可決)

第 2 号議案 平成 27 年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計予算について  
(原案可決)